

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市鳥羽2丁目15番15号 株式会社川木組 代表取締役 川木正浩
工 事 名	坂手漁港護岸機能保全工事
工 事 場 所	鳥羽市 坂手町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	護岸工 L=77m 鋼矢板工 L=77m アンカー工 N=25本 腹起し工 L=139m 基礎工基礎捨石工 V=657m <sup>3</sup> 裏込・裏埋工裏込捨石 V=160m <sup>3</sup> 仮設工 N=1式
当 初 契 約 年 月 日	令和3年6月30日
変 更 契 約 年 月 日	令和4年3月7日
当 初 工 事 期 間	令和3年6月30日 ～ 令和4年3月14日
変 更 後 工 事 期 間	令和3年6月30日～令和4年3月31日 17日間延長
当 初 契 約 金 額	106,766,000円(税込み)
変 更 金 額	9,847,200円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	116,613,200円(税込み)
変 更 契 約 理 由	<p>当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼矢板打設時に岩盤線の起伏が著しい箇所が一部あったため、鋼矢板打設及び切断加工について増変更する。</li> <li>・アンカー工試験打ちを行ったところ、支持層の引張強度が基本試験の基準より不足していたことが判明したため、パッカー材設置を追加することで、引張強度の確保を図る。</li> <li>・アンカー工施工に必要な仮栈橋を5回移動しながら行う計画であったが、作業面積が小さく、施工及び安全性確保が困難であることが判明したため、作業面積を増やし、移動回数を3回に減らす。</li> <li>・アンカー工緊張時に、矢板が変位する恐れがあることから、仮設にてH型钢で変位止めを追加する。</li> </ul> <p>諸数量の変更については、上記理由によるものである。 なお、工期については、アンカー工試験打ち結果に伴う、引張強度確保などの検討に日数を要したことから、17日間の工期延長を行う。</p>